

患者様・ご家族様へ

令和 6 年 4 月 1 日(月)から 外来診療費の計算方法が変わります

令和 6 年 4 月 1 日より、当院の許可病床数が 197 床に変更となりました。
これに伴い、厚生労働省が定める診療報酬点数の計算方法が変わるため、

これまでと同じ診療内容でもお会計の自己負担額が増えることがあります。

何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

計算方法が変わる主なもの

- ・再診時の「外来診療料」が「再診料」に変わります。
これまで、外来診療料に含まれていた検査や処置については費用が発生しておりませんでした。再診料では費用が別に発生するようになります。
- ・再診時の投薬、検査(一部検査は除く)、注射に「外来管理加算」が加わります。
- ・特定の疾患(悪性新生物、糖尿病、高血圧、胃潰瘍、肝疾患、心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患等)で通院されている方は、「特定疾患療養管理料」が発生します。また、院外処方箋が交付される場合は「特定疾患処方管理加算」が加わります。